インフルエンザ等出席停止期間をご確認ください

1　学校保健安全法施行規則に定められている学校感染症

第一種	エボラ出血熱，クラミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ熱，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスによるものに限る），鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H５N１であるものに限る）
第二種	インフルエンザ，百日咳，麻しん，流行性耳下腺炎，風しん，水痘，咽頭結膜熱，結核髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血ｇ性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症

2　出席停止期間

感染症の種類	出席停止期間の基準	
	旧	新
インフルエンザ	解熱した後２日を経過するまで	発症した後５日を経過し，かつ解熱後２日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※出席停止の対象となる感染症の診断を受けられた場合は，直ちに担任または保健室にご連絡ください。
※登校を開始する場合は，医師による「診断書又は証明書」が必要です。登校時に「診断書又は証明書」を担任または保健室に提出してから授業に出てください。

3　インフルエンザ出席停止期間早見表

インフルエンザの場合、「発症した後５日を経過し，かつ解熱後２日を経過するまで」

		発症日	発症後							
		０日目	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目
例１	発症後１日目に解熱した場合	発熱	**解熱**	解熱後１日目	解熱後２日目	発症後４日目	発症後５日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例２	発症後２日目に解熱した場合	発熱	発熱	**解熱**	解熱後１日目	解熱後２日目	発症後５日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例３	発症後３日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	**解熱**	解熱後１日目	解熱後２日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例４	発症後４日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	**解熱**	解熱後１日目	解熱後２日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例５	発症後５日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	**解熱**	解熱後１日目	解熱後２日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能